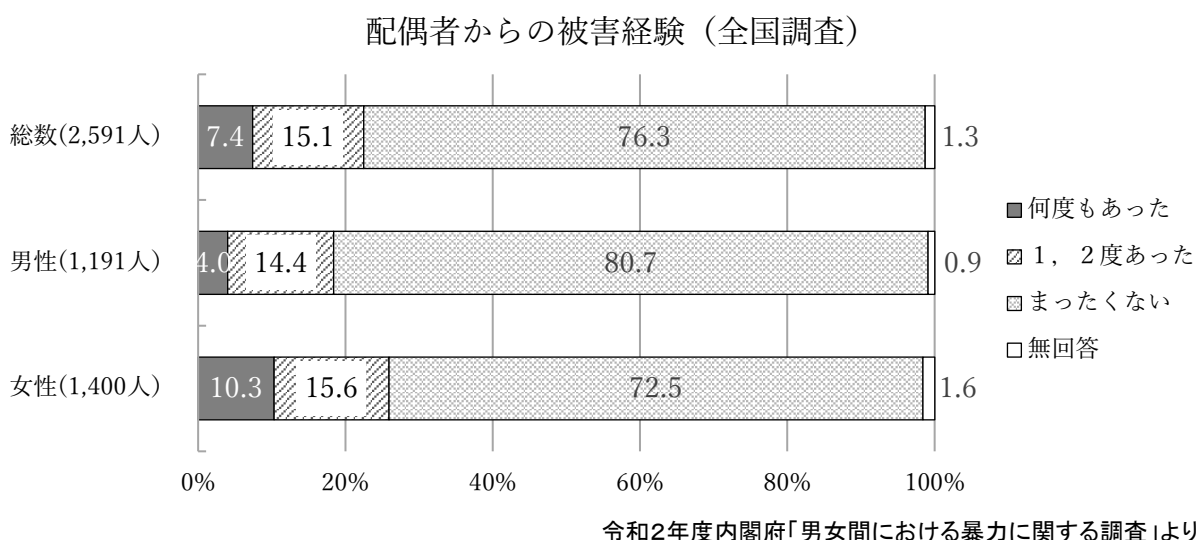


第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）

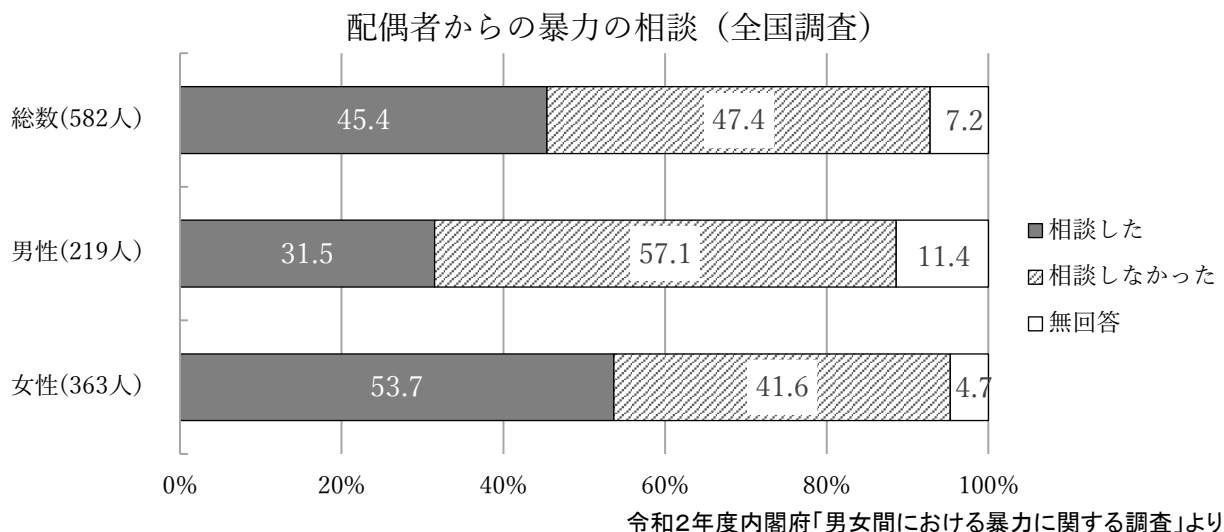
(1) 配偶者からの暴力被害経験

令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（令和3年3月公表）によると、「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1, 2度あった」の計）は、22.5%となっており、性別ごとに見ると、男性は、18.4%で約5人に1人の割合、女性は、25.9%で約4人に1人の割合となっています。



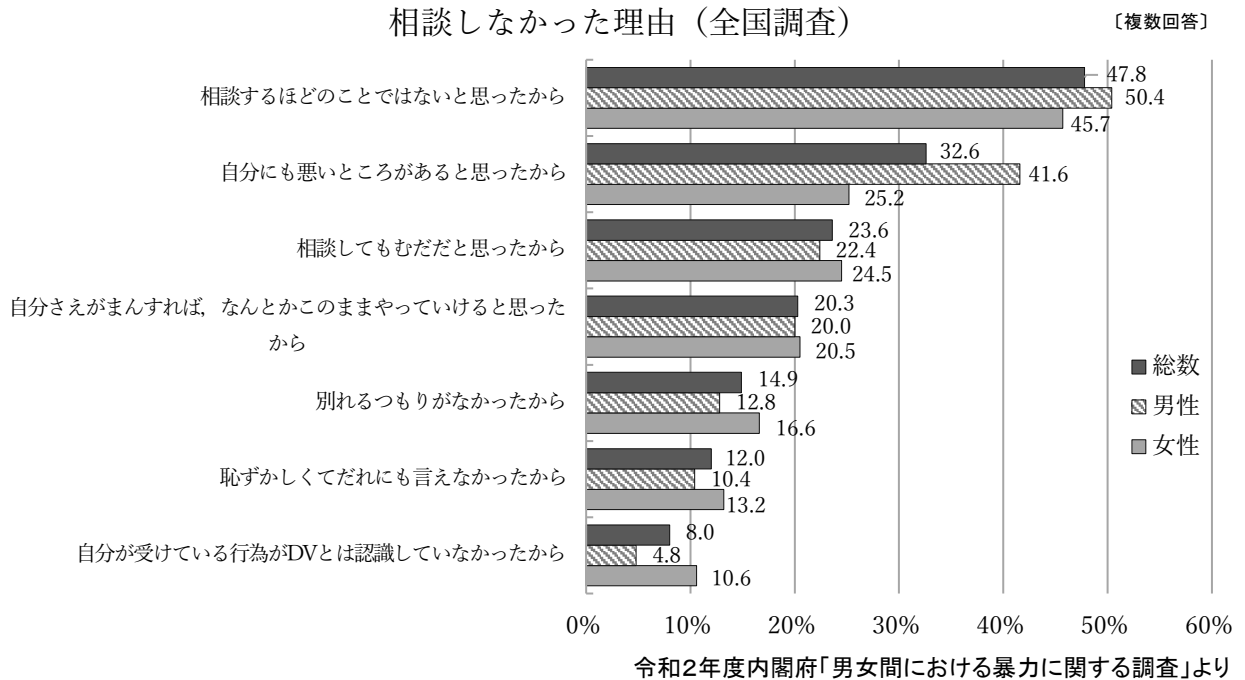
(2) 配偶者からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、45.4%で、男性は31.5%、女性は53.7%となっています。



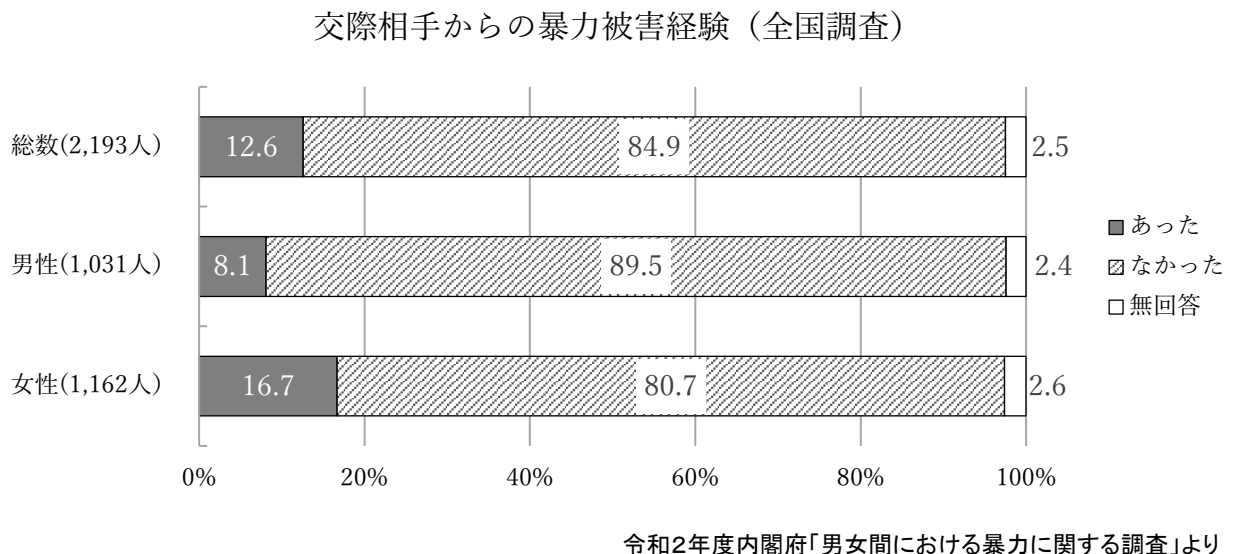
「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が47.8%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(32.6%)となっています。

配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。



(3) 交際相手からの暴力被害経験

「交際相手がい(いた)る」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は、12.6%となっており、性別ごとに見ると、男性は、8.1%で約12人に1人の割合、女性は、16.7%で約6人に1人の割合となっています。



また、交際相手から何らかの被害を受けたことがある人（277人）にその交際相手の性別を聞いたところ、「異性」が99.3%、「同性」が1.1%となっています。

〔交際相手からこれまでに被害を受けたことがある人〕 (%)

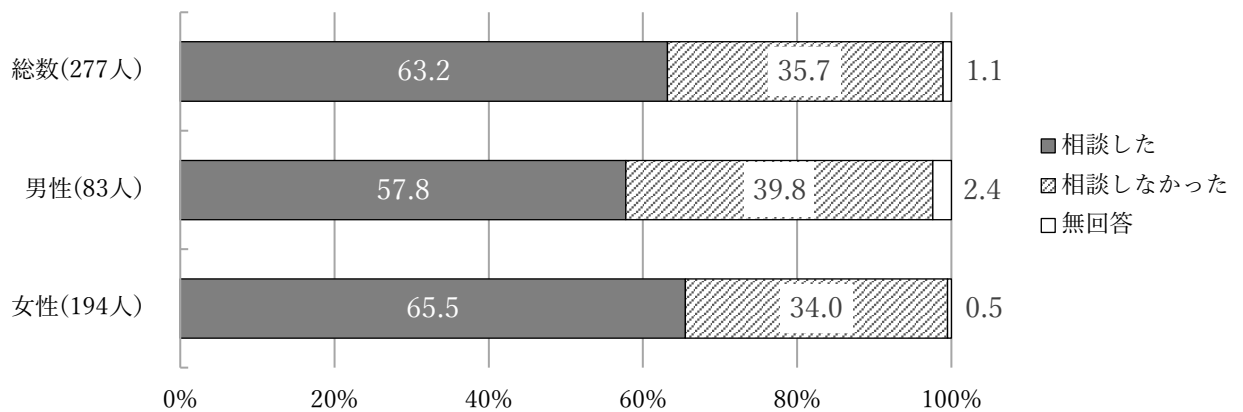
	総数	男性	女性
異性	99.3	97.6	100
同性	1.1	3.6	—
無回答	0.4	1.2	—

令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(4) 交際相手からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、63.2%で、男性は57.8%、女性は65.5%となっています。

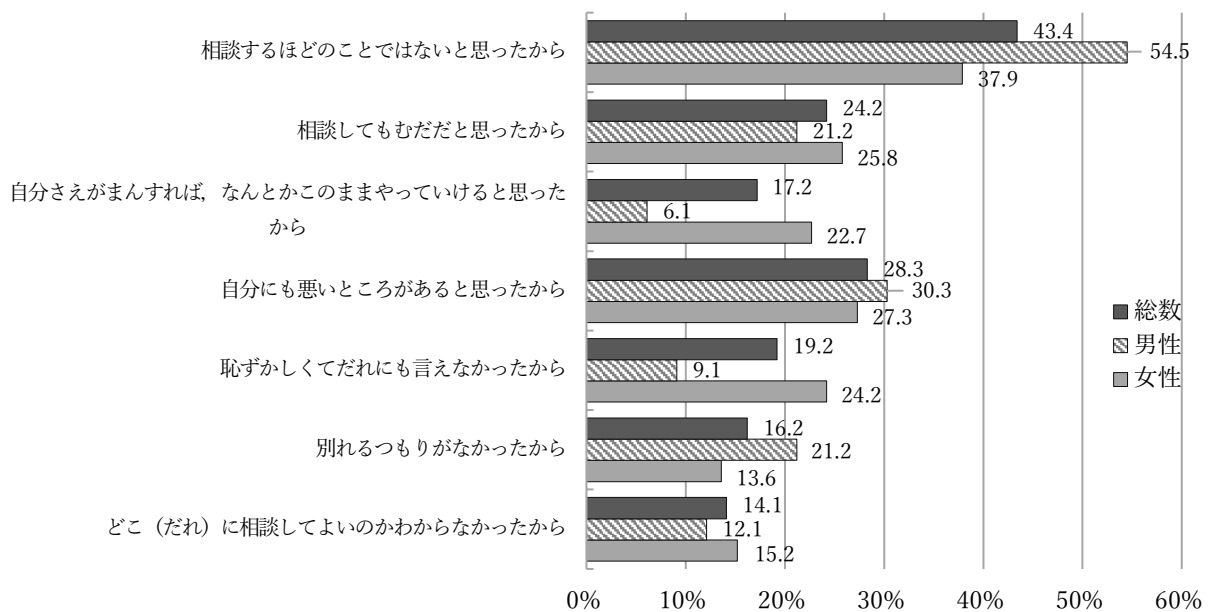
交際相手からの暴力相談経験（全国調査）



交際相手から受けた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が43.4%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあったから」（28.3%）となっています。

配偶者から暴力と同じく、交際相手から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。

相談しなかった理由（全国調査）

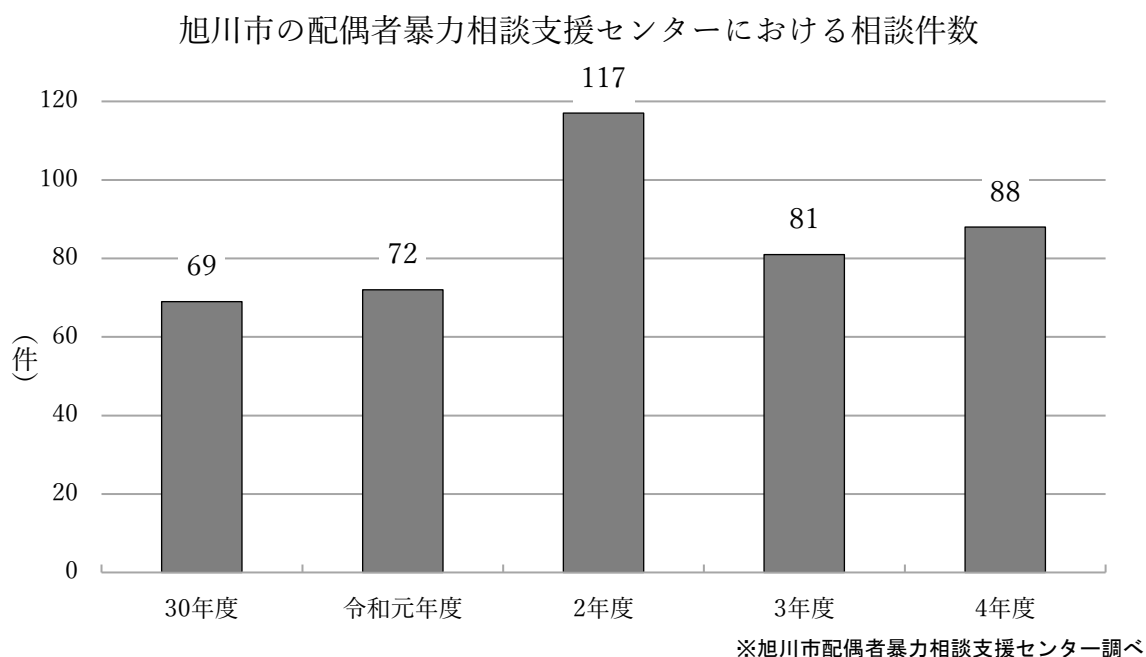


令和2年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

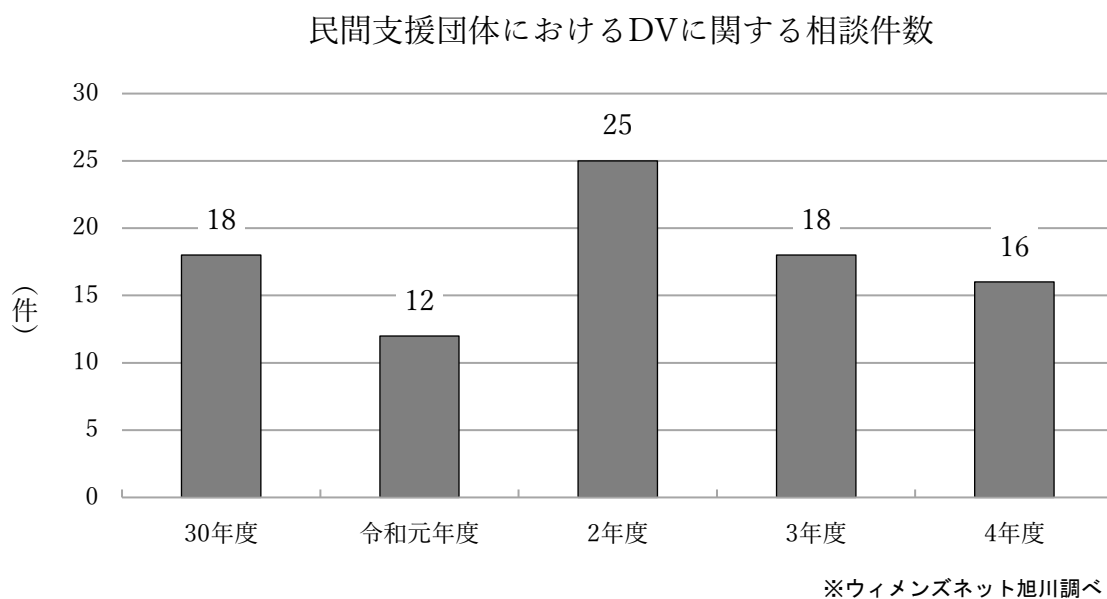
2 旭川市における相談状況等

(1) 相談件数

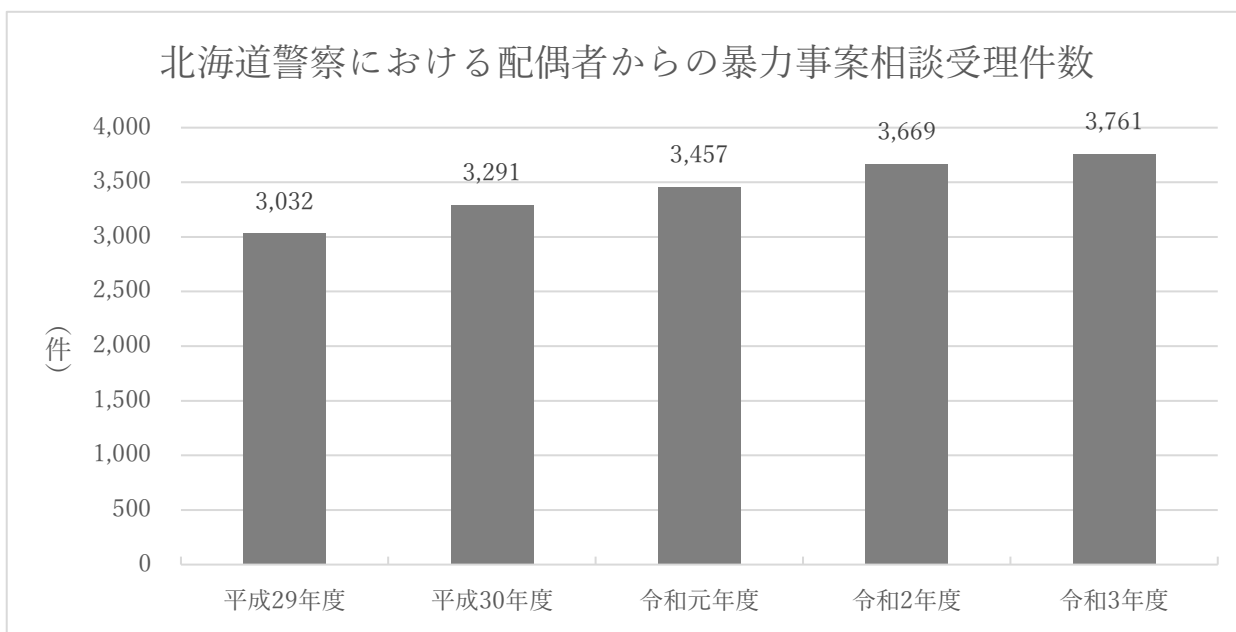
旭川市におけるDVに関する窓口である配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の給付金の申請に関連したDVの相談が多数あったため、相談件数が例年に比べ増加しました。



民間支援団体（ウィメンズネット旭川）においても、DVに関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は、次のとおりとなっています。



警察にも、配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており、北海道全体での受理件数は、増加傾向にあります。

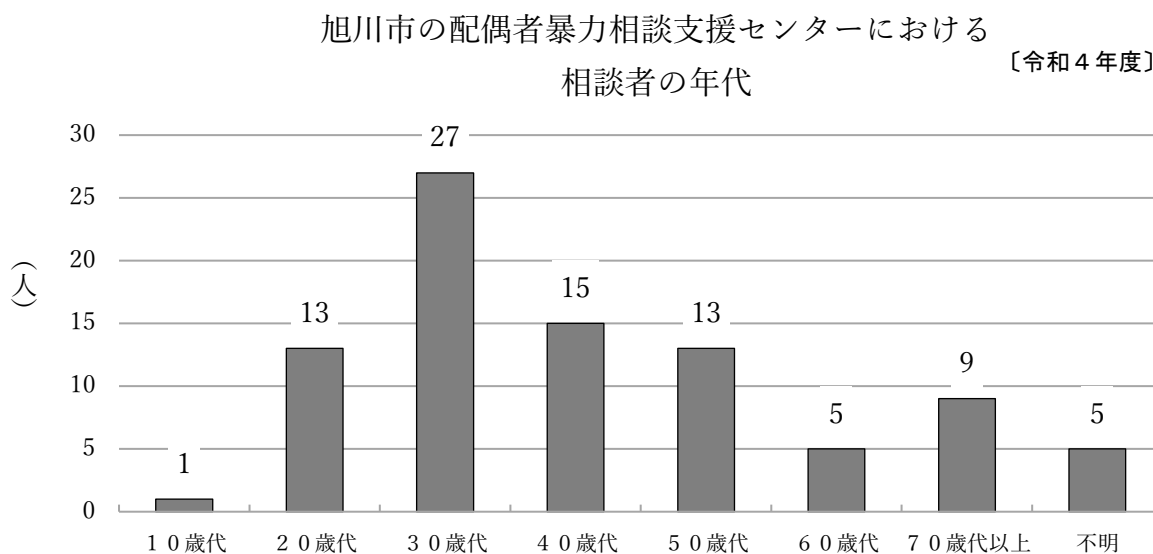


※北海道警察調べ

旭川市の配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体への相談件数は増えていませんが、警察への相談が増えています。身体的な暴力を受けた被害者が、被害についての訴えや安全確保のために警察に相談していることがうかがえます。

(2) 相談者の年代

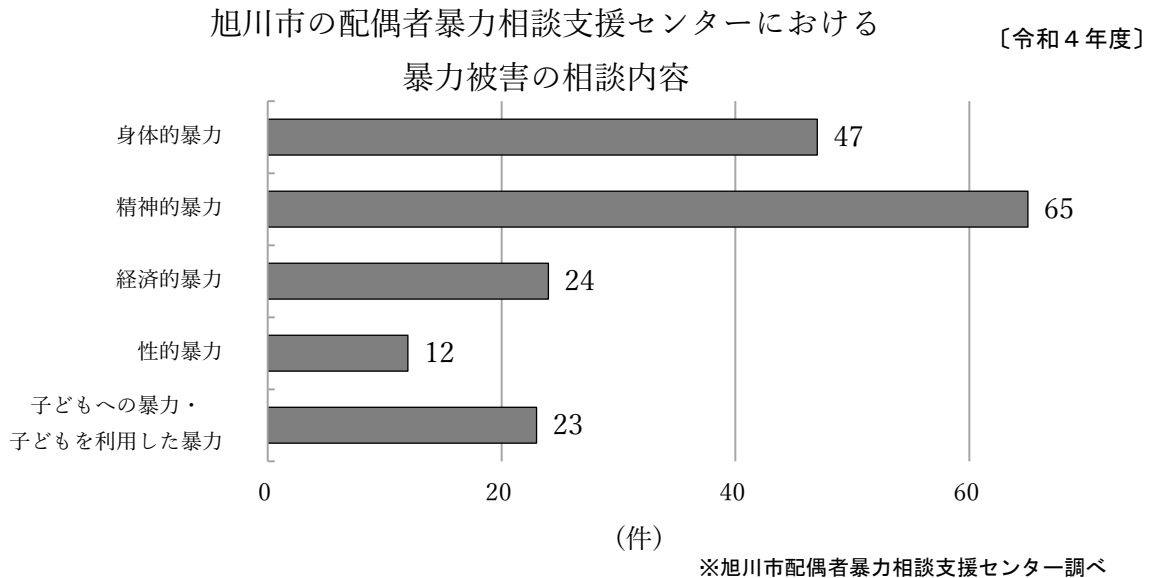
旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける令和4年度の相談者の年代は、30歳代が多い傾向にあります。



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

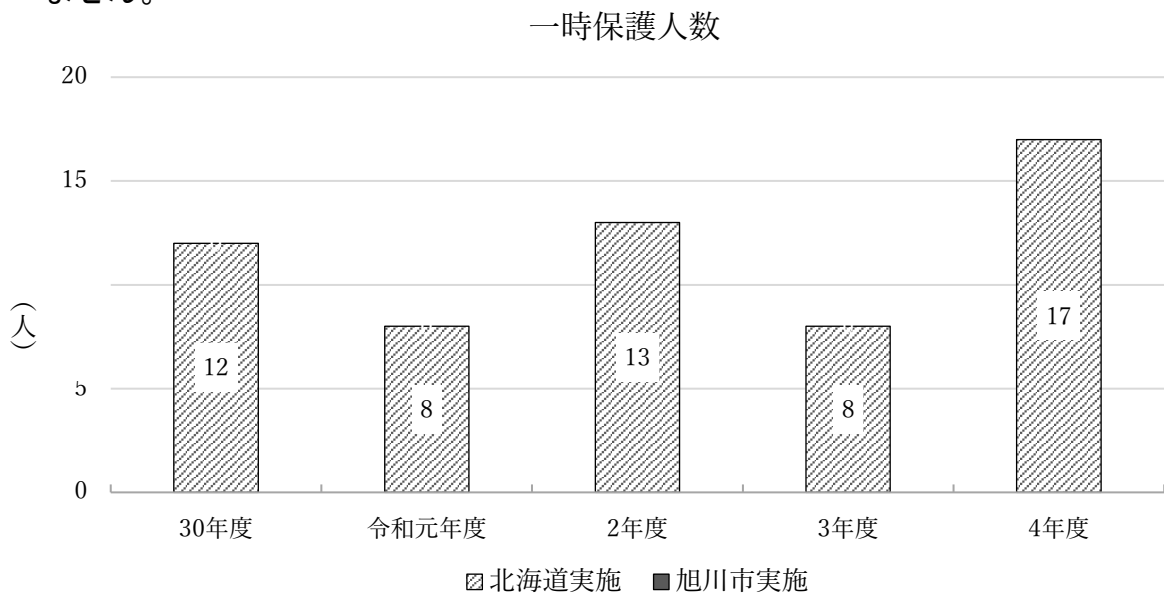
(3) 暴力被害の内容

旭川市の配偶者暴力相談支援センターには、精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力、経済的暴力、子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。



(4) 一時保護人数

被害者が、加害者からの暴力により避難が必要な場合は、北海道又は市が民間シェルター等で一時保護することで、被害者の安全を確保しています。一時保護の人数は、近年減少傾向にあります。平成28年度以降旭川市実施の一時保護はありません。

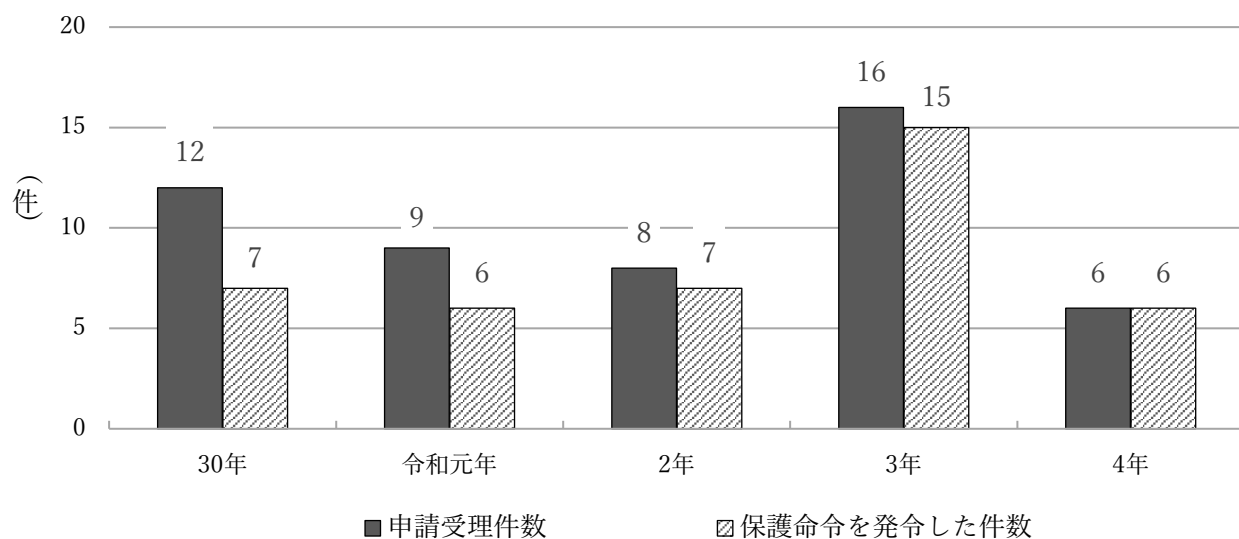


※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ
※旭川市内施設実施分

(5) 保護命令件数

保護命令とは、配偶者等からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、加害者が自分や子どもに接近しないように制限する制度です。

保護命令の件数



※旭川地方裁判所調べ

3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題

(1) 第3次計画における取組

第3次計画（平成31年度～令和5年度）では、「配偶者等からの暴力の根絶」を基本的な方向とし、5つの基本目標を定め、取組を進めました。

【基本的方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	パンフレットやステッカーの作成・配布，出前講座などを実施し，DVが重大な人権侵害であることの啓発や相談窓口の周知に努めたほか，学校の教育活動を通じて，人権尊重の精神を培うことを目指し，男女平等の理念に基づく教育を実施しました。
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	出前講座を通じた看護学生への，DV被害者の早期発見・通報の重要性の周知や，警察等関係機関との連携を通じて，被害者の早期発見に努め，被害者の事情に応じた情報提供や支援を行いました。
基本目標3 適切な被害者の保護	女性相談室（旭川市配偶者暴力相談支援センター）と，子ども総合相談センター及び児童相談所と連携して，配偶者等からの暴力被害者からの相談に対応し，それぞれの事情に応じた情報提供と支援を行いました。
基本目標4 被害者の自立支援に向けた支援の充実	被害者の自立に向け，母子生活支援施設等と連携しながら，住居，生活，就業などの支援を行いました。
基本目標5 関係機関・団体との連携協力の推進	旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関と連携し，被害者の保護及び自立支援を行ったほか，民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い，安定的運営を支援しました。

(2) 第3次計画の取組を踏まえた課題

第3次計画に基づき，相談窓口の周知を含めたDVに関する啓発を実施したことにより，DVについての認知が広がり，相談機関につながる被害者が増えていますが，いまだ潜在化している被害者がいると考えられます。また，相談機関につながった被害者について，安全の確保や自立に向けた支援，同伴する子どものケアを行うことができましたが，取組を行う中で，保護や支援に関する新たな課題や，引き続き取り組むべき課題も見えてきました。

第3次計画の取組を踏まえ，第4次計画においては，次の課題の解決に向けて取組ます。

◆ 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVの防止に向けた啓発を実施してきましたが、当事者が被害者又は加害者であることの意識が薄いため、被害が潜在化し、DVがエスカレートし被害が深刻化しやすい傾向にあります。DVについての正しい知識がなく、自分が被害者であるという自覚がなかったり、相談窓口があることを知らなかったりするために、どこにも相談せずにいる被害者がいると思われます。どのようなものがDVになるのか、どこに相談したらよいのかをこれまで以上に広報・啓発していく必要があります。

また、女性から男性に対する暴力や同性カップルの間における暴力について、DVだという認識が広まっておらず、相談できることを知らずに抱え込んでしまう被害者がいるものと思われます。このことに関する広報・啓発も必要です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

◆ 被害者の早期発見・早期相談の促進

警察への相談件数が増えており、身体的暴力が増加傾向にあります。身体的暴力は、エスカレートしていくうちに生命に危険を及ぼすような事態に発展する場合もあるため、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、相談機関に相談することが重要です。

被害者が早期に相談機関に相談するよう、相談窓口の周知をより一層積極的に行っていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が、被害者に気付き、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

◆ 被害者の適切な保護

近年、一時保護を利用する被害者が減っています。一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されることに不安を感じ、一時保護を望まない被害者が増えています。しかし、身体や生命の安全が脅かされる状況のときには、適切に保護しなければなりません。被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

◆ 被害者の精神的なケアの実施

繰り返される暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後も精神的に不安定な状況になる被害者も多く、そのことが、新たな生活に踏み出す際の人間関係の構築や就労を困難にしている場合があります。

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケアを実施していく必要があります。

◆ 関係機関や団体との連携の強化

被害者の支援には、関係する様々な機関や団体が、それぞれの役割に沿って連携していく必要があります。これまでも、関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談対応、保護の実施、自立に向けた支援を行ってきましたが、よりきめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

◆ 困難な問題を抱える女性への支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた相談支援の実施や適切な情報提供や助言を行うなどの支援を包括的に提供していく必要があります。